

令和3年9月27日

社会福祉法人 育徳園 次世代育成支援対策行動計画

社会福祉法人育徳園に勤務する職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

(目標)

- ・所定外労働を削減するために ノー残業デーを設定し実施する。

(対策)

- ・令和3年10月～所定外労働の現状を把握する。職員会議等において検討を開始する。
- ・令和4年3月～管理職研修を実施し 職員へ周知を行う。
- ・令和4年4月～ノー残業デーの実施開始。

シフト制による保育・介護業務が主な勤務状態のため 先ずは2週間に1日ノー残業デーを設けることから始める。

以 上